

下水道施設の改築への国費負担の継続に関する 指定都市市長会提言（案） 説明資料

1 提言の背景

下水道事業を取り巻く老朽化の課題は、地方公共団体全体の問題であり、指定都市においても例外ではないと認識している。

例えば、京都市の下水道事業は、平成32年に90周年を迎える等、大変長い歴史を持ち、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、京都のまちとくらしを守るだけでなく、下流域も含めた水環境を保全するなど、大変重要な役割を担い続けてきた。

一方、整備してきた膨大な施設の老朽化が進んでおり、現時点でその割合は、管路施設で全体の約2割、処理施設で全体の約5割に至っている。今後、改築事業を実施しなかった場合、老朽化した管路施設の割合は、10年後には約3割、20年後には約7割に増加する。

このような事態を避け、今後の安定的な事業運営を図るためにも改築事業は不可欠であり、本市では毎年の建設事業費約180億円のうち、5割を超える約100億円を改築事業に投じている。国庫補助金に関しても、近年の配分額約40億円のうち約20億円を投じている状況である。今後については、更に改築事業費の割合が増える見込みである。

2 国の動き及び提言の趣旨

そのような中、平成29年度の財政制度等審議会で、下水道事業の国庫補助制度における「受益者負担の原則」との整合性が取り上げられ、汚水事業に係る改築費用については、原則、使用料で賄うべきとの観点から、国庫補助を引き下げる趣旨の議論がなされた。

下水道は、使用者はもとより、公衆衛生の確保や、公共用水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数にも便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っている。この公共的役割に鑑み利用を義務付けられている下水道に対して、改築のみを受益者負担として使用料で実施するという議論は短絡的であり、到底理解できるものではない。

また、現行の国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金と整理されており、その補助率等が平成4年度の閣議において恒久化することが了解されている。各地方公共団体における事業についても、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねているが、この現行の国庫補助を前提として運営してきていることから、仮に汚水事業に係る改築に対する国庫補助が無くなった場合、使用料の引き上げ等につながるとともに、一般会計の負担が増加することも懸念される。

以上のことから、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、国は、下水道事業における現行の国庫補助制度を堅持・拡充し、下水道施設の改築への国費負担を継続すべきことを提言したい。